

想定される年金額改定

一体改革の論議の中で年金額の抑制をめぐって二つの課題が提起されている。そのそれぞれについて制度内容の説明と、私達の主張を明らかにする。

物価スライドと特例措置

年金は預金の取り崩しではなく、生活を保障するため実質購買力を維持するよう設計されている。給付額は掛金水準と加入期間により裁定されるが、裁定後に物価（や賃金水準）に合わせてスライドするのはこのためである。

このこと自体は狂乱物価と呼ばれた物価上昇期に私達の主張で実現したもので、逆に物価が下がったときにも年金額がスライドすることは了解できる。

しかし、一九九九年～二〇〇一年の物価下落時に、当時の厳しい社会経済情勢を考慮して特例的に年金額を据え置く「物価スライド特例措置」が講じられた。その後この措置は国会の全会派一致で継続され、この制度による本来水準と特例水準の累積差が二〇一二年度で二・五％となっている。

今次「一体改革」で唐突に特例措置を解消し年金の名目額を引き下げる方針が示され、二月一〇日に「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」（累積差を二〇一二～二〇一四年の三年間で段階的に解消することと、基礎年金の国庫負担を二分の一にするため二〇一二年度に交付国債を発行することを内容とする法案）が提出された。その後の三党合意では交付国債は発行せずとの修正がなされたが累積差解消は修正されていない。このまま実施されれば今後三年間年金額が引き下げられる。

私達は、累積差はいずれ解消されるべきであるが、経過に照らせば今後の物価上昇時に引き上げを相殺する形で解消すべきであると主張する。

マクロ経済スライド

二〇〇四年の年金制度改定で、それまでの「給付を固定してそれに必要な保険料を再計算して変動させる（引き上げる）」方式から「保険料の上限を固定してその範囲で給付する」方式に転換した。拠出を固定して給付を変動させるためには、給付抑制の方策が不可欠で、そのために「マクロ経済スライド」が導入された。

物価（賃金）の上昇率から「拠出の減り方を反映する調整率」と「給付の増え方を反映する調整率」を差し引いて年金額を改定するというもので、名目年金額は維持して実質水準を抑制する仕組みであった。

具体的には、「スライド調整率…〇・九％」＝「公的年金全体の被保険者数の減少率…二〇〇四～二〇二五年の間の平均は〇・六％」＋「平均余命の伸び…二〇〇〇～二〇二五年の六五歳以上の人の伸び〇・三％」とされ、「一〇〇年間の財政収支計算が均衡する見通しが立ったとき」「財政検証により次の検証時（五年後）までに所得代替率が五〇％を下回ることが見込まれるとき」に調整を終了することとされた。二〇〇四年当時は約二〇年の調整期間を想定していた。

マクロ経済スライドは実際には、上記の物価スライド特例措置終了後に発動することとされ、現時点ではまだ物価スライド特例措置が続いているため、マクロ経済スライドは一度も発動されておらず年金額抑制は働いていない。他方現役の賃金水準が低下し続け、年金と現役賃金の比率「所得代替率」は上昇している。

この事態に対して、一体改革の検討過程で「物価特例水準を早期に解消してマクロ経済スライドの発動条件を整える」「名目年金額を維持するマクロ経済スライド方式では、物価下落が続く中では給付抑制ができないので、名目年金額を調整率により切り下げる」という主張が浮上した。

後者はまだ法案化されていないが、物価特例が解消すれば検討に入ることが想定される。

私達は、賦課方式の年金では、保険料を負担する労働者の状況と無縁に制度を維持することはできないので、何らかの給付調整は否定しない。マクロ経済スライドもその方策として全面否定するものではない。しかし、年金受給者の生活を考えれば少なくとも制度導入時の「名目額維持」という方式は変更すべきでない」と主張する。

また、マクロ経済スライドは基礎年金にも適用されることになっているが、不十分な年金額（満額でも六五四一円、かつ四〇年に達しない加入期間で受給するものはさらに低額）を抑制することは、基礎年金の制度理念に反するので、除外すべきであると主張する。そしてなにより、現役労働者の際限のない賃金低下と年金減額、国内需要減少による経済停滞、物価下落の継続、という降りの螺旋を止める政策をこそ求める。

※ 『マクロ経済スライド』はネーミングが適切でない、「被保険者減と受給者増に対応する年金額抑制」が体を表す名

想定される年金額変更

提案されている物価スライド特例措置解消法案が成立した場合と検討されているマクロ経済スライド名目額調整が法律になって施行された場合、「上がり方を抑制するのではなく年金額を切り下げる」ことになり、私達の年金は次のように減額されていく。

	前年物価変動 反映（政令）	「物価スライド特例措置」 解消（法案審議中）	マクロ経済ス ライド名目額 調整（調整終 了要件達成ま で継続）
12年	△ 0.3 (6月支給から)	△ 0.9 (12月支給から)	
13年	()	*△ 0.8	—
14年	()	*△ 0.8	—
15年	()	—	△ 0.9
16年	()	—	△ 0.9

* 13年以降の減額は4月実施、6月支給分から変更

世代間格差論の正体

このまじろ

このところ社会保障の世代間格差を論ずる声が高い。近くは二〇一二年一月学習院大学の鈴木亘教授他三人による、「今後若い世代は負担より少ない給付しか期待できず、社会保障は損な制度である」とする論旨の「社会保障を通じた世代別の受益と負担」という私的な文章が内閣府経済社会総合研究所から公表された。これにメディアが飛びついて増幅したことからあたかも事実であるかのごとく流布された。加えて私的な文章を内閣府の考え方であるかのごとく報道したことも誤解を広げた。

この文章に対しては、厚生労働省に設置された「社会保障の教育推進に関する検討会（三月二三日）」で冷静な分析と批判が展開され、事実としても研究方法としても誤っていることがキチンと指摘された。この批判が広く受け容れられることで暴論は退けられたが、今後も「世代間論」は繰り返し取り上げられると見なければならぬ。

ちなみに、鈴木氏は三月三十一日のNHK「ニュース深読み」に出演し、あと一四年で年金の積立金が枯渇するというデマを流している。正確な制度理解と財政検証結果を知っていれば決して起こすことのない間違いである。こうした売名のためにはデマをいとわない「研究者」には遠慮してもらうしかない。NHKを含むメディアは多様な「論説」を保障すべきだが、「解説」には最低限の正確さと人選をしてもらわねばならない。

誰がいうのか？

研究者、メディア、官僚、政治家、経済団体等種々の立場から世代間問題が発言される。

社会保障の制度やデータは複雑で、誰もが簡単に理解・把握しきれぬわけではない。むしろ、複雑な制度を乱暴に簡略化した発言は危険でさえあるので、私達には面倒でも制度について理解を深める努力が求められる。しかし、世代間論主張の原理は簡単である。あれこれ粉飾した言説も、次の側面から見ると直ちに本質が見える。

世代間論の変わらざる発信者は事業者である

「子どもしかるな、来た道だ」「年寄りしかるな、ゆく道だ」

保険料・税という形で社会保障の負担をする事業者は、少し前の扶養された子どもだったし、少し後に扶養される高齢者になる。私的扶養によるか社会化された扶養によるかの選択はあり得ても、扶養がない社会は成り立たない。再分配を伴う社会化された扶養が社会保障であるから、その時代の経済社会状況で負担と給付の水準・方法が見直されることはあるとしても、生身の事業者が一生の生活サイクルを通じた社会保障負担に異議を唱えることは本来あり得ない。

しかしここに、子ども時代を持たず、高齢時代を持たない存在がある。事業者である。事業者は自分が扶養された経験と将来扶養される可能性を持たない唯一の現役である。

企業・事業者は社会的責任として二分の一の社会保険料負担を求められる。これを嫌って世代間格差論をあおりたて、「現役の負担」を最小にせよといい続ける。生身の事業者がそのキャンペーンに踊らされるのは、自らの生活と生活サイクルを否定することになる。

社会保障はその成立史が示すとおり、社会不安を防止し次世代を

再生産するために、個別資本の利益を一部制約しても総資本の立場から社会保障を必要とした。この関係は現在も本質的には変わっておらず、むしろ積極的社会保障が国内需要を作り出し適切な経済成長に不可欠であることがはっきりしている。

企業は社会的責任を果たすべきであり、「現役事業者」を代弁するふりをして負担を回避するキャンペーンをやめるべきである。

「来た道」の社会化を急ごう

「行く道Ⅱ高齢者所得保障」の社会化は公的皆年金により、一定の道筋が付いた。しかし、わが国の「来た道Ⅱ子育て」は今のところ限りなく親世代の私的扶養に委ねられている。サービス給付と金銭給付を適切に組み合わせるこれを速やかに社会化すべきである。冒頭の世代間格差論展開とは全く別の位相で、大きく遅れた子育ての社会化を進めるために財源を作り出し、社会的仕組みを整えるべきである（多分ここでも子ども時代を持たない事業者は個別資本としては財源負担に異を唱えるに違いないが）。

肩車キャンペーン

世代間論の道具の一つに肩車キャンペーンがある。

二〇〇六四歳人口…六五歳人口の比率が三…一（騎馬戦）から一…一（肩車）に変わり、その時代の現役世代は過剰な負担を強いられる、だから高齢者への給付抑制を急がねばならない、とする。年齢別の比率を取り出す限りでは事実かもしれないが、本質的に考慮すべきは事業者（扶養側）…非事業者（被扶養側）の比率であり、事業者一人が何人の非事業者（高齢者・子ども・非就業女性など）を支えるかの比率は七〇年一・〇四人、現在一・〇五人と安定しているといわれる。

かつ、高齢者・非就業女性の就労を支援する政策により、支えられる側から制度を支える側への転換を図ることで比率は改善される。高齢者に関しても、子どもに関しても、誰かが扶養する。私的扶養より再分配を伴う社会的扶養のほうが優れている。

現役世代の生活者は生活サイクルを持たない企業の「現役負担回避キャンペーン」に乗せられてはいけない。

退職者高齢者は、社会保障給付に関していわれなき世代間格差の印象付けに惑わされて遠慮することはない。

